

# 産業建設常任委員会会議録

令和元年 6月19日（水）  
午前10時00分～  
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

# 産業建設常任委員会

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議長挨拶
4. 執行部挨拶
5. 議事(議案 10 件)

議案第 44 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について

議案第 45 号 小美玉市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 46 号 小美玉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第 47 号 小美玉市戸別浄化槽管理条例の一部を改正する条例について

議案第 48 号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例について

議案第 51 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算(第 1 号)

議案第 52 号 工事委託契約の締結について

議案第 53 号 市道路線の認定について

議案第 54 号 市道路線の変更について

議案第 55 号 市道路線の廃止について

その他

議会報告会について

視察研修報告について

6. 閉会

出席委員（6名）

3番	木村喜一君	6番	幡谷好文君
10番	福島ヤヨヒ君	13番	大槻良明君
15番	笹目雄一君	18番	市村文男君（議長）
20番	野村武勝君		

欠席委員（なし）

---

付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	都市建設部長	関口茂君
都市整備課長	秋元久夫君	建設課長	田村昇一君
特定ゾーンの整備課長	幸加木健君	管理課長	石井光一君
下水道課長	織田俊彦君	基地対策課長	大原光浩君
管理課参事	菖蒲沢真二君	水道局長	金谷和一君
水道課長	長谷川正幸君	産業経済部長	矢口正信君
農政課長	大山浩明君	空港対策課長	小川和夫君
商工観光課長	藤枝修二君	農業委員会事務局長	比気龍司君

---

議会事務局職員出席者

書記 富田 成

午前9時56分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（木村喜一君） おはようございます。

皆様おそろいになりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

最初に、委員長挨拶。幡谷委員長、お願いします。

○委員長（幡谷好文君） 皆さん、おはようございます。本日は議案10件、その他、午前中に4箇所の現地調査を予定しております。委員会の改選が行われてから、皆さんのお陰で1度も雨が降っていないんじゃないかと感じているところでございます。今日も梅雨時期ですがこのように晴れました。ありがとうございます。それでは、本日もどうぞよろしく願いいたします。

○副委員長（木村喜一君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶。市村議長お願いします。

○議長（市村文男君） 皆さん、おはようございます。

いよいよ、今日が常任委員会最後でございます、長きに渡っての定例会でございますけれど、ご苦勞様でございます。今日は先程委員長からありましたように、現地調査が4件、議案が10件ということで、それぞれよろしくお願ひしたいと思ひます。大変ご苦勞様です。

○副委員長（木村喜一君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶。島田市長、よろしくお願ひします。

○市長（島田穰一君） 改めておはようございます。

今日は産業経済常任委員会ということで、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき時間前に開会し、誠にご苦勞様でございます。昨夜は新潟の地震ということで私も家におりまして、揺れが大きかった。長い揺れだったと。これは大変かなと思っておりました。震度6強ということで、現地被害に合われた方々にはお見舞いを申し上げるところでございます。当市ではそういう事がないように、あっても防災減災対策をしっかり進めていかなければならないと、改めて感じたところでございます。また今日は大変暑くなるということで、9時の臨時放送で熱中症対策の放送が流れていました。市民の皆様も議員の皆様も現地調査ということで対策ををして、そういうことにならないように注意をしていただければありがたいなと思うところでございます。また、議案もたくさんございます。皆さまにはご負担を掛けますけれど、慎重審議をしていただいて結果を出していただければ大変ありがたいと思ひま

すのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ご苦勞様です。

○副委員長（木村喜一君） 島田市長、ありがとうございました。

議事に入る前に、今日は、4月の人事異動後、初めて部課長が全員揃う委員会となりますので、執行部から順に自己紹介をお願ひしたいと思ひます。

それでは、執行部からお願ひします。

（執行部・各委員の自己紹介）

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

議事進行のほうは、委員長のほうでよろしくお願ひいたします。

○委員長（幡谷好文君） それでは議事に入ります。本日の議題は、6月14日に付託された議案審査付託表のとおりであります。

まず、本日の審査に先立ち、現地調査を実施しますので正面玄関に移動をお願ひいたします。

担当部署以外の方は午後1時30分再開を予定しておりますので、改めてご参集願ひます。

午前10時05分 現地視察開始

現地調査

- ①議案第55号 市道路線の廃止箇所（先後地内）・・・・・・10:20～
- ②議案第53号 市道路線の認定箇所（東平地内）・・・・・・10:50～
- ③議案第53号 市道路線の認定箇所（脇山地内）・・・・・・11:10～
- ④議案第54号 市道路線の変更箇所（川中子地内）・・・・・・11:40～

午後12時00分 現地視察終了

午後12時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長（幡谷好文君） それでは、午前中に引き続き議事を再開いたします。

はじめての方もいますので、当委員会の議事の進め方について改めてお願いをしたいと思います。

当委員会の議事の進め方は、議案ごとに説明をお願いし、その都度質疑を行ってまいります。

質疑については会議規則第115条で「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる」と定められております。ただし、本会議と同様に委員会においても「発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならない」と定められております。

委員の皆様におかれましては、質疑は、付託された議案に関連するものにとどめるようお願いいたします。

また、執行部においては、明快な答弁をお願いしたいと思います。

なお、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることといたします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、審査区分に従って簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。

さらに、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いすることにしたいと思います。なお、一時保留した答弁は、執行部において整次第、再開することにいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、これから付託案件の審査に入ります。

まず、「議案第44号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について」議題といたします。執行部より説明を求めます。

○農政課長（大山浩明君） 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由としましては、森林環境譲与税の譲与を受け、森林の整備に関する施策事業の促進を図るために、必要な資金を積み立てることを目的とし、新たに、小美玉市森林環境譲与税基金を設置するため、この案を提出するものでございます。改正点につきましては、お手元の資料、最後のページ、新旧対照表を用いてご説明させていただきます。左側の改正案をご覧ください。別表第一 積立基金、小美玉市農

業集落排水事業債、減債基金のあとに、新たに、名称小美玉市森林環境譲与税基金、目的に、森林の整備に関する施策として、木材の利用促進や、普及啓発事業の推進に、必要な資金を積み立てるため、処分に、基金の設置の目的を達成するために、必要な経費の財源に充てるとき、を加えるものでございます。全員協議会にてご説明させていただきましたとおり、森林環境譲与税が、平成31年度から創設され、今年度中に譲与されることから、森林整備に必要な資金を積み立てるため、小美玉市森林環境譲与税基金を設置するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

○10番（福島ヤヨヒ君） 勉強不足で申し訳ありません。森林環境譲与税がどういう風に成り立っているのかご説明いただけたらありがたいです。

○農政課長（大山浩明君） 森林環境税というのが令和6年から課税が始まります。こちらの財源に森林環境譲与税というものが創設され、その収入原資が県や市町村に譲与される仕組みになっております。今回、森林環境譲与税が平成31年度から創設ということで、その原資につきましては国が暫定的に交付税、及び譲与税特別会計において仮対応するという事で先行して県と市町村に平成31年度から譲与するという事になっております。元々の森林環境税というものは国内に住所を有する個人に対する国税ということで住民税に合わせて一人あたり年額1,000円が課税されることになっております。以上でございます。

○10番（福島ヤヨヒ君） 前からあった森林湖沼税とは違うんですか。その名称が変わるということですか。それとも、別に1,000円かかるということですか。

○農政課長（大山浩明君） 現在森林湖沼環境税というのが県で課税しておりますが、それは別に今度は国の税金になります。違うものになります。

○10番（福島ヤヨヒ君） というと、新たに全ての人に1,000円かかるというものですか。

○農政課長（大山浩明君） 住民税が課税される方に一緒に課税される仕組みになっております。

○10番（福島ヤヨヒ君） もう、これは決まっているものですか。

○農政課長（大山浩明君） はい。

○委員長（幡谷好文君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第44号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 小美玉市下水道条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○下水道課長（織田俊彦君） 議案第45号小美玉市下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。提案理由でございますが、消費税法及び地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、下水道使用料を改定するため、この案を提出するものでございます。改正内容につきましては、議案書の4枚目、最後のページになりますが、新旧対照表によりご説明いたします。右側に現行、左側に改正案を記載しています。消費税率の改定により、基本使用料及び従量使用料を改正案の金額にそれぞれ改定するものです。続きまして、議案書の2枚目をお開きください。附則の1でございますが、施行日は、令和元年10月1日でございます。説明は以上でございます。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

○10番（福島ヤヨヒ君） まだ、消費税が10月1日から変わると決定はされていない。ですよ。

○下水道課長（織田俊彦君） 附則の2に書いてございますが、2行目の所に、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が

成立しております。これによりまして10月1日から消費税が上がるということになっております。そのためにこの条例を上程しているということでございます。以上です。

○10番（福島ヤヨヒ君） この消費税法は平成24年に決まっておりますけれど、確実に10月1日から上がるということは、まだ決定はしてないですよ。その辺をお願いいたします。

○下水道課長（織田俊彦君） はい。

○10番（福島ヤヨヒ君） もう、これは決まっているものですか。

○下水道課長（織田俊彦君） ただ今申し上げました法律が成立しておりますので、この法律の改定がございましたら、また、この下水道条例も改定になることとなります。

○10番（福島ヤヨヒ君） もし、これが10%にならないということになった場合はどのように考えているんですか。それと、今回消費税が変わるからということでこれだけ上がると思っております。他市町村も同じように考えているのか、そこをお聞かせください。

○下水道課長（織田俊彦君） この条例につきましては、先程言いました法律が成立したことから上程しております。もし、10%にならないという法律の改定が有りましたら、また、この条例も改定ということで提出する必要があるとございます。また、他の市町村につきましても、同じような方法で提出していると思っております。

○委員長（幡谷好文君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

○10番（福島ヤヨヒ君） ただいま質問させていただきましたが、消費税10%が確実では無いと思っております。それに、私自身が消費税10%で住民に課税することに反対をしております。他の市町村も今回すべて値上げするとは私は伺っておりません。この値上げには反対したいと思っております。

○委員長（幡谷好文君） 他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第45号 小美玉市下水道条例の一部を改正する条例については、ご異議がございませんので挙手採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（幡谷好文君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 小美玉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について議題といたします。 執行部より説明を求めます。

○下水道課長（織田俊彦君） 議案第46号小美玉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。提案理由でございますが、消費税法及び地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、農業集落排水処理施設に係る使用料を改定するため、この案を提出するものでございます。改正内容につきましては、議案書の4枚目、新旧対照表によりご説明いたします。右側に現行、左側に改正案を記載しています。消費税率の改定により、基本使用料及び従量使用料を改正案の金額にそれぞれ改定するものです。続きまして、議案書の2枚目をお開きください。附則の1でございますが、施行日は、令和元年10月1日でございます。説明は以上でございます。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

○10番（福島ヤヨヒ君） 質疑については、先ほどと同じなわけではなかったですが、消費税が確実に値上げになってから考えても遅くはないのではないかと、市には財政調整基金というのがございますので、この値上げ条例については反対いたします。

○委員長（幡谷好文君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第46号小美玉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、ご異議

がございますので挙手採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（幡谷好文君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第47号 小美玉市戸別浄化槽管理条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○下水道課長（織田俊彦君） 議案第47号小美玉市戸別浄化槽管理条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。提案理由でございますが、消費税法及び地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、市設置型戸別浄化槽に係る使用料を改定するため、この案を提出するものでございます。改正内容につきましては、議案書の4枚目、新旧対照表によりご説明いたします。右側に現行、左側に改正案を記載しています。消費税率の改定により、基本使用料及び従量使用料を改正案の金額にそれぞれ改定するものです。続きまして、議案書の2枚目お開きください。附則の1でございますが、施行日は、令和元年10月1日でございます。説明は以上でございます。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

○10番（福島ヤヨヒ君） 議案第47号につきましても、先程申し上げた同じ理由で反対をいたします

○委員長（幡谷好文君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第47号 小美玉市戸別浄化槽管理条例の一部を改正する条例については、ご異議がご

ございますので挙手採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（幡谷好文君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○水道課長（長谷川正幸君） それでは、「議案第48号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。本条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、消費税法及び地方税法の改正によります、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、給水料金・量水器使用料及び加入金の額を改定するため、この案を提出するものでございます。改正の内容につきましては、3枚目をご覧ください。こちらは、小美玉市給水条例の新旧対照表でございます。右側に現行、左側に改正案が記載してございます。はじめに、第23条第2項でございますが、こちらは、現行条文の中で第29条が削除となっていることに伴いまして、削るものでございます。続きまして、第33条第2項及び別表第1の1給水料金、めくっていただきまして、2の量水器使用料、別表第2の加入金につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定により、改正案の金額にそれぞれ改定するものでございます。続きまして、2枚目裏面、2ページをご覧ください。中段より下の、附則についてご説明させていただきます。はじめに、施行期日でございますが、この条例は、令和元年10月1日からの施行となります。続きまして、経過措置についてご説明いたします。こちらは、この条例が施行される10月1日以前から継続して使用されている、水道料金につきましては、条例施行後に料金が確定するものであっても、特例により、改正前の税率、8%が適用されるという経過措置を、附則で定めるものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

○10番（福島ヤヨヒ君） 度々申し訳ございませんが、理由については、先程から申し上げておりますとおり、まだ消費税が上がったわけでもない。確実にないかもしれない。ということで、これに対しても、市としては財源を確保しながら値上げには反対したいと思いますので、条例に対して反対いたします。

○委員長（幡谷好文君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例については、ご異議がございませんので挙手採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（幡谷好文君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第51号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算、産業建設常任委員会所管事項を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○商工観光課長（藤枝修二君） それでは、議案第51号 令和元年度 小美玉市一般会計補正予算（第1号）の、産業建設常任委員会所管についてご説明いたします。まず、歳入についてでございますが、商工観光課所管のみとなります。6ページをご覧ください。16款 国庫支出金，2項 国庫補助金，8目 商工費国庫補助金でございますが、プレミアム付商品券事業補助金としまして、1億850万5,000円の増額の補正でございます。本予算につきましては、今年10月1日に予定されております、消費税率の引上げに伴いまして、その前後の消費を平準化するための支援策の一環として、市町村を実施主体とする国費100%の国庫補助事業にかかる歳入の予算でございます。歳入の説明につきましては、以上でございます。

○農政課長（大山浩明君） 続きまして、歳出でございます。最初に、農政課所管で、8ページをお開きください。6款 農林水産業費，1項 農業費，6目 農地費に270万円を追加し、予算総額を5億6,490万2,000円とするものです。これは、農地総務事務費，19節 負担金補助及び交付金の補助金に、農業水利施設維持管理事業補助金270万円を追加するもの

です。この事業は、農業水利施設の機能保持として、施設の維持管理のために行うもので、石岡台地土地改良区が行う施設修繕工事に対し補助をするものでございます。以上でございます。

○商工観光課長（藤枝修二君） つづきまして、商工観光課所管についてご説明いたします。9ページをご覧ください。7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費の内、事業5プレミアム付商品券事業で、1億850万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。本予算につきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました、消費増税に伴う国の経済対策として行われる、プレミアム付商品券事業にかかる歳出の予算となります。内訳でございますが、3節 職員手当等 時間外勤務手当198万円につきましては、本事業の実施に伴い見込まれる、職員の時間外勤務手当でございます。4節 共済費 社会保険料 170万1,000円及び、7節 賃金 臨時職員賃金 1,188万5,000円 につきましては、本事業の実施に伴い、不足となる職員を補うための臨時職員の手当に要する経費でございます。11節 需用費 消耗品費15万円につきましては、本事業の実施に伴い見込まれます、消耗品の購入にかかる経費でございます。同じく11節 印刷製本費392万9,000円につきましては、本事業の実施に伴い、作成する商品券及びチラシ等にかかる経費でございます。12節 役務費 通信運搬費358万円につきましては、本事業の実施に伴い、発生する郵送料にかかる経費でございます。13節 委託料 プレミアム付商品券事務支援業務委託料352万円につきましては、本事業の対象者抽出にかかるシステムの構築等にかかる経費でございます。同じく13節 委託料 プレミアム付商品券換金事務委託料176万円につきましては、本事業の実施に伴い、発生する換金の取次ぎ業務にかかる経費でございます。19節 負担金補助金及び交付金 補助金 プレミアム付商品券事業補助金8,000万円につきましては、取扱店に支払う20%のプレミアム分の経費でございます。以上で、歳出の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

○10番（福島ヤヨヒ君） プレミアム商品券について、お伺いいたします。まず、臨時職員賃金は何人くらいでどのような計算でこれだけの費用になっているのかと、これは、低所得者に対して行われるものなので、その人達に通知を出して行うのか、やり方ですね。どのようにして行うのか、間違いは起きないのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

○商工観光課長（藤枝修二君） ご質問にお答えします。まず、臨時職員の見込みの人数でご

ございますけれど、全部で7名の臨時職員を見込んでおります。その内募集につきましては、本議会に於きまして可決されれば、募集を開始したいと思っております。7月1日からの雇用を考えておまして、期間が短いことから最悪の事態を考えて、人材派遣会社へ依頼することも考えた予算の計上となっております。つづきまして、対象者の選定や通知の送付に関する事務に誤りが発生しないのかということについてですが、今回のプレミアム付商品券につきましては、低所得者や子育て世代向けとなっております。低所得者につきましては住民税非課税世帯が対象となっております。子育て世帯につきましては、9月30日までに住民登録をされたお子様をお持ちの世帯主の方が対象となる事業となっております。これにつきましては税務課のデータ、市民課のデータを用いて、そこから抽出して更に生活保護世帯を省いたり、DVが生じている家庭についてはその対象者を配偶者に見直すなど、複雑な業務が関わってきますが、注意して事業を進めて誤りが無いよう事務が出来るよう今、準備をしているところです。以上です。

○委員長（幡谷好文君） ほかに質疑はございますか。

〔発言者なし〕

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

○10番（福島ヤヨヒ君） このプレミアム商品券事業はすべて国が負担してくれるとは言え、事務をすべて自治体が請け負わなければいけない。このこと自体、みなさんは大変だなと思っています。それから、先程から反対しているものについても同じですが、消費税そのものを値上げするということから、このような複雑なことが起こってしまっていると、国の施策といえ、ここで請け負わなければいけない皆さん方に反対するわけではないんですけど、このプレミアム商品券事業そのものに対しては、やはり、低所得者の方の負担が少しでも柔らかくなるようにとはいえ、すべての方に平等にこの事業が行われるかどうか、お金のある方に多く利用できるということもありますし、ですから、このプレミアム商品券自体に反対をしたいと思っておりますので、この補正予算に対して反対させていただきます。

○委員長（幡谷好文君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算産業建設常任委員会所管事項を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（幡谷好文君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 工事委託契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○特定プロジェクト整備課（幸加木健君） 議案第52号につきまして、ご説明申し上げます。

この提案は、（仮称）石岡小美玉スマート I Cアクセス道路の一部であります。市道美1-20号線から県道茨城空港線区間を結ぶ市道小10916号線 L=4.6kmの平成31年度道路整備事業として、工事委託契約を締結するため提案するものです。この工事委託契約は、昨年度に平成30年度道路整備事業として、議決いただきました工事委託契約の続きとなるものでございます。議案の内容でございますが、1「契約の目的」は、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成31年度委託契約です。2「契約金額」につきましては、道路整備事業費として、2億4,540万円で契約するものでございます。契約につきましては、茨城県との委託契約となり、方法は随意契約でございます。1枚めくっていただきまして、工事委託の内容につきましては、道路路盤工事や舗装工事などございまして、まとめて道路改良舗装工事等一式となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第52号 工事委託契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部に説明を求めます。

○管理課長（石井光一君） 議案第53号「市道路線の認定について」を説明させていただきます。今回は、2路線の認定をお願いするものでございます。提案理由でございますが、小美玉市道美1646号線・小美玉市道美1647号線の2路線共に、開発行為により造成され移管を受ける道路を市道路線として認定するため、この案を提出するものでございます。1ページおめくり願います。道路の表示でございますが、1番路線名「市道美1646号線」、起点及び終点起点「小美玉市羽鳥2695番20地先」終点「小美玉市羽鳥2695番18地先」幅員最小「6.05m」最大「7.50m」延長42.78mでございます。2番路線名「市道美1647号線」起点及び終点起点「小美玉市羽鳥2655番31地先」終点「小美玉市羽鳥2655番34地先」幅員最小「6.15m」最大「7.30m」延長49.58mでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第53号 市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 市道路線の変更についてを議題とします。

執行部より説明を求めます。

○管理課長（石井光一君） 議案第54号「市道路線の変更について」を説明させていただきます。提案理由でございますが、払下げによる道路の一部用途廃止に伴い、市道路線を変更するため、この案を提出するものでございます。1ページおめくり願います。道路の表示でございますが、路線名「市道玉707号線」でございますが、起点終点の終点及び延長に変更がございます。変更前終点「小美玉市川中子303番1地先」延長110.85mのところ変更後終点「小美玉市川中子306番地先」延長41.85mに変更するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号 市道路線の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

次に、議案第55号 市道路線の廃止について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○管理課長（石井光一君） 議案第55号「市道路線の廃止について」を説明させていただきます。提案理由でございますが、小美玉市道の用途廃止申請に伴い、当該路線を廃止するため、この案を提出するものでございます。1ページおめくり願います。道路の表示でございますが、路線名「市道美206号線」起点及び終点起点「小美玉市先後271番地先」終点「小美玉市先後270番地先」幅員最小「2.00m」最大「6.00m」延長「109.38m」でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

○委員長（幡谷好文君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第55号 市道路線の廃止について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（幡谷好文君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査につきましては、全部終了いたしました。

次にその他に入ります。

みなさんから、その他の件で何かあればお願いいたします。

○10番（福島ヤヨヒ君） 一つお願いになるんですが、先日、羽鳥駅の自由通路が完成しました。ご苦労様でございました。その時、トイレを使わせていただいて気がついたことなんですが、洋式便器にさせていただいたことはありがたかったんですけど、暖房でもをウォッシュ

レットでも無かったことにショックを受けました。今時、トイレがきちつとなっているのは高速道路のサービスエリアですけれども、最近は高齢者や障がい者など色々な方に優しい、一番いいのはウォシュレット、少なくとも暖房便座が良いなと思っているんです。特に単なる洋式便器ですととても冷たいです。寒いんです。ここは寒冷地とは言いませんけど、十分寒い場所なので、今後は、西口は完成していないので、そちらが間に合うのであればそういうものにしていただけたらありがたいなと、また、もし今あるものが改良されるのであれば、非常にありがたいと感じました。今時、誰も言わなくてもそれが当然ではないかなと、私は思っています。その時、どうしてなんですかと聞いたときは経費節約と、でも経費節約とは、私は違うんじゃないかなと、せっかくエレベーターはストレッチャー対応のものを作っていたかきながら、ちょっと、もう一回りいろいろな人に優しい駅であってほしいなと感じております。これから他の場所でもいろいろな設備が作られると思いますけれど、女性の方やその他の方から意見が出なくても、トイレに関しては優しいトイレを是非とも作っていただきたいなと感じております。よろしく願いいたします。それから、帰りに私は階段を降りてみまして。残念ながら手すりをずーとつかまってきましたら、手すりを雑巾で拭いたように手が黒くなりました。大勢のお客様がいらっしゃるところですので、清掃される方にはそういうところまで心遣いをしてください。とお願いしていただけたらありがたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（幡谷好文君） ほかにございますか。無ければ私から1点だけご報告申し上げます。先月5月14日、宮田地区の太陽光についてですね。この委員会でも現地調査をして、請願書も宮田地区から提出された案件でございました。これについてご報告申し上げます。5月14日に協定書の締結を交わしまして、宮田地区と業者との間で締結されました。それにとまって工事が始まったわけですが、今のところ比気農業委員会事務局長のご指導をいただきながら、事業が進んでいるということで業者も、週に1回か2回は区長もしくは私の所に報告や電話、FAX等が来ております。今のところは農業シェアリング太陽光発電施設ということで事業計画どおり進んでいるところですが、大きな事業でございますので、注視して執行部の方にもご迷惑おかけしますが、注視をしていただきたいと思いますという風にお願いたします。これまで、ご協力いただいたことについてもこの場をお借りして感謝申し上げます。以上でございます。他にございますか。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木健君） それでは、その他ということで、先程議案の方で説明させていただきました、石岡小美玉スマートICアクセス道路のドローン映像で現在の

進捗も踏まえてご説明をさせていただければと考えてございますのでお願いしたいと思えます。

#### 【ドローン映像を使った説明】

○委員長（幡谷好文君） ありがとうございます。ほかにございますか。

○商工観光課長（藤枝修二君） 商工観光課より貴重なお時間をいただきまして、観光PR動画のご紹介をさせていただきたいと思えます。今年度の商工観光課では新たな観光施策として観光協会と連携して、体験型観光の開発に取り組んでいます。その第1段として企画しておりますのは、玉里地区の開発でありまして、市の観光資源である霞ヶ浦で楽しむことが出来るワカサギ釣りを題材とした体験型観光でございます。現在はその進め方について調製をしているところでございます。それと並行して進めてきたのがこの体験型PR動画の制作でございます。本日ご覧頂く動画は3人の女性が手ぶらで小美玉市を訪れ、霞ヶ浦でワカサギ釣りをした後、自分で釣ったワカサギを地元の料理屋で調理してもらい食するまでが収められているPR動画でございます。もう一つございまして、ワカサギ釣りを実際に自分で行っているような疑似体験が出来るVR動画でございます。VR動画については現在視聴できる機械がこの1台しかございませんので、後ほどお一人お一人に体験していただきたいと思います。まず、動画をご覧頂く前にご説明させていただきたいと思えますが、この度制作させていただいた動画の活用方法はこのワカサギ釣りから食事までを一つのツアーのように、商品化してインターネットを介して、この商品の申込みを受け付ける際にPR動画として活用するものがございます。パソコン画面にワカサギ釣り体験動画とそのとなりに申込というボタンを設けましてワカサギ釣り体験というキーワードに興味をいただいた閲覧者がクリックして動画を閲覧します。そして、この動画を見て面白そうだと意識された方が隣りにある申し込みボタンをクリックして商品を申し込むという流れを想定しております。もう一つの活用としてはこれから見て頂くPR動画と共にVR動画とセットとして県内外で行われる各種イベントで小美玉市のPRブースを設け、来場していただいた方にご視聴いただき観光PR素材として活用するものとしております。これから見て頂く動画はいわゆるCM的要素の動画で時間は30秒となります。その辺を意識していただきまして動画をご覧いただきたいと思えます。

#### 【PR動画の視聴】

○商工観光課長（藤枝修二君） ありがとうございます。以上30秒の動画ですが、これから見て頂くVR動画とセットで引き続き新たな観光体験型の開発をしていきまして、順次こういった動画を作成していく予定としております。ありがとうございます。

○委員長（幡谷好文君） この件について質疑があればお願いいたします。

【「なし」と呼ぶ声あり】

なければ、この後は議会案件について協議いたしますので、執行部の方は退室して結構です。ご苦労様でした。

次に、議会報告会について協議をお願いいたします。

先の全員協議会で議会改革特別委員長より依頼のあった議会報告会について協議をお願いいたします。

【議会報告会について協議】

他になれば、みなさんのご意見を反映できるよう、正副委員長、事務局で調整させていただき、議会改革推進特別委員会へ提出させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に視察研修報告について協議をお願いいたします。先般の視察研修の報告書を正副委員長で作成しました。お手元に配布してありますので、ご確認をいただき、皆さんの研修の感想等も含めてご意見をいただければと思います。

【視察研修報告について協議】

他になれば、みなさんのご意見を反映できるよう、正副委員長で調整させていただき、議長へ提出させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、行政視察の受入れについてご連絡をいたします。つくばみらい市議会の経済常任委員会から行政視察の受入れ依頼がありました。つきましては、委員の皆さまにも、ご出席いただきたくご案内いたします。内容については、7月29日（月）10時より「空のえき そ・

ら・ら」で「観光事業」についてということでございます。ご都合の付く方は、ご出席をお願いいたします。それでは、他になければ、副委員長と交代いたします。ご苦勞様でした。

○副委員長（木村喜一君） それでは、以上で産業建設常任委員会を閉会といたします。  
長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時35分 閉会